

**新・足立区放課後子ども総合プラン**  
**(令和2年度～6年度)**

～～子どもの安全安心な放課後のために～～



令和2年2月  
足立区住区推進課  
足立区教育委員会学校支援課

## 目 次

<b>第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 策定の背景.....	3
2 策定の経過.....	5
3 位置づけ.....	6
4 プランに盛り込むべき内容.....	8
5 計画期間.....	10
6 推進体制.....	11
<b>第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画</b> .....	<b>12</b>
1 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標.....	12
2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込みと確保方策.....	13
3 学童保育室の開所時間の延長.....	16
4 学童保育室の質の向上対策.....	17
5 学童保育室での事業内容の周知方策.....	18
6 放課後子ども教室の実施計画.....	18
7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化.....	21
8 特別な配慮を必要とする児童への対応.....	23
<b>第3章 資 料</b> .....	<b>25</b>
1 「新・放課後子ども総合プラン」(文部科学省・厚生労働省).....	26
2 「新・放課後子ども総合プラン」について(通知).....	27
3 「足立区放課後子ども総合プラン」(旧プラン).....	41
4 「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」.....	45
5 「放課後子ども教室体験プログラム(放課後+One)」.....	53
6 「新・足立区放課後子ども総合プラン(骨子案)」へのパブリックコメントと区の考え方.....	55

## 第1章 新・足立区放課後子ども総合プランの策定にあたって

### 1 策定の背景

平成26年7月に文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」<sup>1</sup>を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験ができるよう『放課後子ども総合プラン』を策定しました。

このプランは、厚生労働省所管の放課後児童クラブ（足立区では「学童保育室」といいます。以下、本プランでは「学童保育室」といいます。）の増設、また文部科学省所管の放課後子供教室（足立区では「放課後子ども教室」といいます。以下、本プランでは「放課後子ども教室」といいます。）と学童保育室との一体的実施をめざすもので、地方自治体ごとのプランが求められました。

そこで、足立区では、平成28年3月に「足立区放課後子ども総合プラン」（平成27年度～平成31年度）を策定し、学童保育室と放課後子ども教室の双方で、目標事業量や連携方策を設定し、以下のとおり取組んできました。

- ① 小学校の改築時等に、校内へ学童保育室を設置し、平成30年度末には、全小学校69校中30校、学童保育室数では31か所（38室）を「一体型」<sup>2</sup>として実施。
- ② 小学校に隣接する学童保育室2か所（3室）においても、双方の児童が、放課後子ども教室が実施する活動に参加できるよう連携をとり実施。
- ③ 放課後子ども教室については、全学年実施校が69校中68校（令和2年2月時点）。

国のプランでは、計画期間（平成27年度～平成31年度）内に、学童保育室を全国で新たに約30万人分を整備することや、学童保育室と放課後子ども教室の「一体

<sup>1</sup> 子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育室に希望どおり入室できなかつたり、保育時間が保育園より短いため、保護者が働き方を見直さなければならないことをいいます。

<sup>2</sup> 学童保育室と放課後子ども教室を同一の小学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

1 策定の背景

型」の実施拡大を図ることを目標<sup>3</sup>としていましたが、現状では目標の達成に至っていません。

さらに近年の女性就業率の上昇等による共働き家庭等の増加により、学童保育室の待機児童がさらに増加することが見込まれ、学童保育室の整備が喫緊の課題となっています。また、「一体型」での実施についても、学校の余裕教室が、様々な教育需要から他の学習用として転用されるなど、校内への学童保育室の増設が進まない現状もあります。

これらを踏まえて国は、平成30年9月に、旧プランの期間を1年短縮し、令和元年度から令和5年度までの5か年の「新・放課後子ども総合プラン」を前倒して策定しました。

これを受けて足立区も、現行の「足立区放課後子ども総合プラン」の取組みを検証するとともに、国の新プランとの整合を図り、「新・足立区放課後子ども総合プラン」の策定に至りました。

---

<sup>3</sup> 令和元年度末までに、全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施し、うち1万か所以上を「一体型」で実施することをめざしていました。

## 2 策定の経過

プラン策定にあたっては、足立区地域保健福祉推進協議会および同協議会の部会である足立区子ども支援専門部会にご審議いただきました。

なお、広く区民の皆様の意見をお聴きするため、パブリックコメントも実施しました。

### (1) 足立区地域保健福祉推進協議会

- ・ 令和元年12月26日
- ・ 令和2年 3月27日 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

### (2) 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会

- ・ 令和元年10月11日
- ・ 令和元年12月13日
- ・ 令和2年 2月26日 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

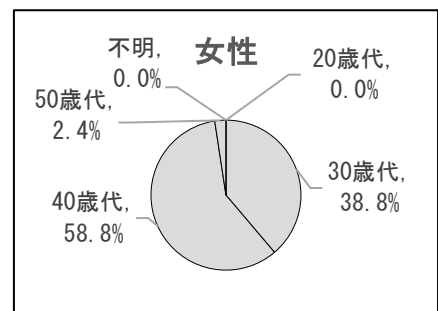
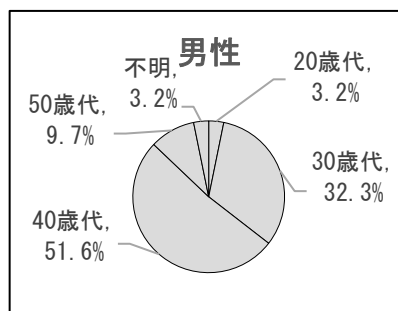
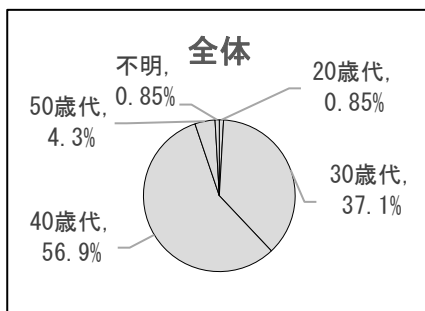
### (3) パブリックコメント

令和元年11月1日から11月30日まで、パブリックコメント(☞P55)を実施し、プランの骨子案に対して幅広い意見をいただきました。

ア 意見提出者数等 116名、118件

(ア) 提出者属性 (名)

性別／年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	不明	合計
男性	1 (3.2%)	10 (32.3%)	16 (51.6%)	3 (9.7%)	1 (3.2%)	31 [26.7%]
女性	0 (0%)	33 (38.8%)	50 (58.8%)	2 (2.4%)	0 (0%)	85 [73.3%]
合計	1 (0.85%)	43 (37.1%)	66 (56.9%)	5 (4.3%)	1 (0.85%)	116 [100%]



イ 主な意見・要望等 24項目

- ・ 民間学童保育室への補助・支援 (113名、全体の97%)
- ・ 午後7時まで開所の学童保育室拡大 (6名)
- ・ 放課後子ども教室の全校全学年実施 (1名)
- ・ 区立公園の見守り人員の配置 (1名)

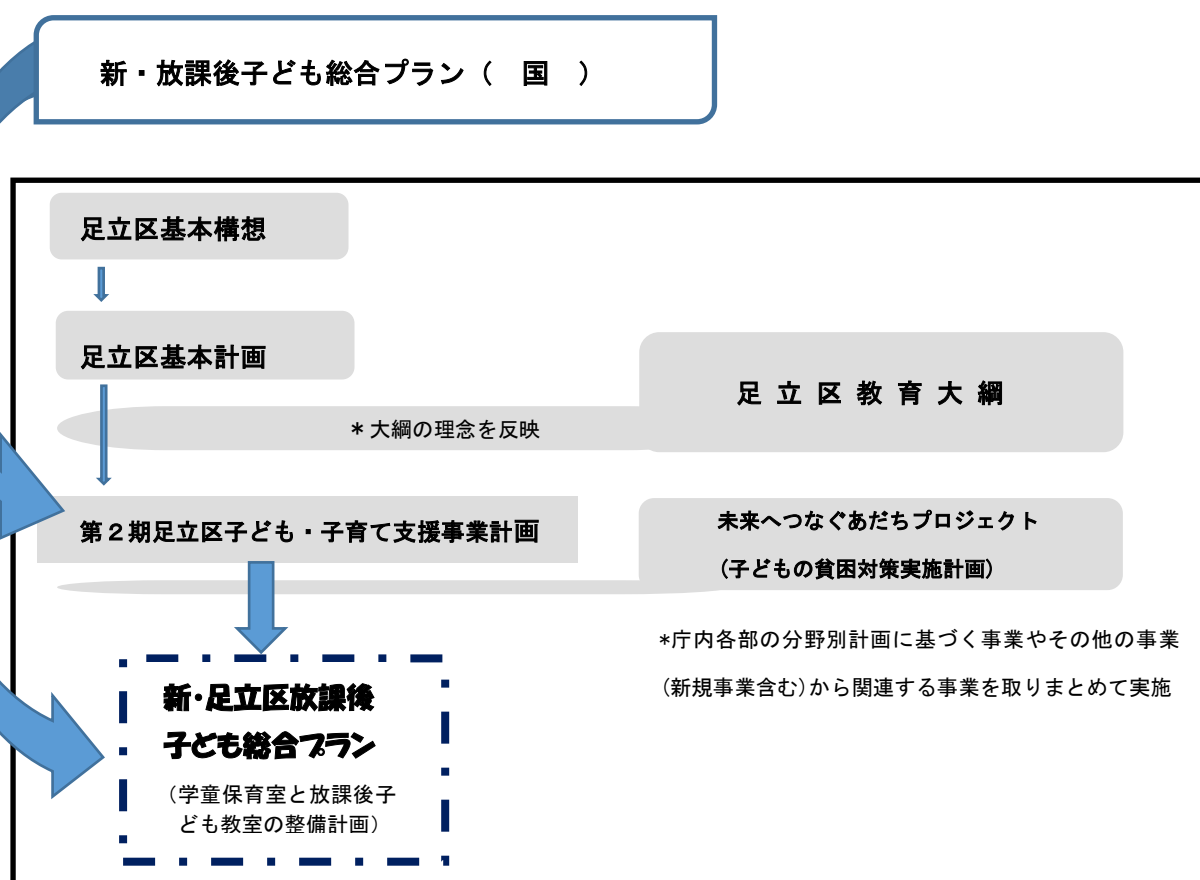
※「☞」は掲載しているページを示しています。

### 3 位置づけ

#### (1) プランの範囲

プランは、子ども・子育て支援法第60条及び次世代育成支援対策推進法第7条の規定に基づく指針に即して策定します。

なお、文部科学省通知の30文科生第396号「新・放課後子ども総合プランについて」を受け、国が示した各区市町村の策定するプランに盛り込むべき内容の一部は、「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」に記載するため、プランは、学童保育室及び放課後子ども教室にかかわる施策についてのみを内容とします。



#### (2) 基本理念

「新・足立区放課後子ども総合プラン」は、教育大綱に掲げた基本理念『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を共有します。この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自らが信じる夢や希望に向かって進む、たくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

### (3) 足立区基本計画との関係

プランに掲げた基本理念『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』の実現には、まず、日々の暮らしの主演であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「暮らし」があり、その暮らしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「暮らし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。プランにおける子ども・子育て支援につながる施策は、『足立区基本計画』の「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点と16の施策群、52の施策を踏まえて体系づけられています。

学童保育室と放課後子ども教室が連携して取組むことにより、『足立区基本構想』の柱立ての一つである『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』を育むことに寄与し、もって『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』の実現をめざします。

## 4 プランに盛り込むべき内容

この度の策定にともない、国からプランに盛り込むことを求められた内容は以下のとおりです。

### (1) 学童保育室に関すること

ア 学童保育室の年度ごとの量の見込みと目標整備量 ☞ P13

イ 地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組 ☞ P16

ウ 学童保育室の質をさらに向上させていくための方策 ☞ P17

エ 学童保育室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 ☞ P18

オ 一体型の学童保育室の目標整備量 ☞ P21

カ 学童保育室及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策 ☞ P21

キ 小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策 ☞ P21

ク 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と地域のちから推進部の具体的な連携に関する方策 ☞ P21

ケ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 ☞ P23

※ ウ・エ・ケは、新たに国が示した内容です。

### (2) 放課後子ども教室に関すること

ア 放課後子ども教室の実施計画 ☞ P18

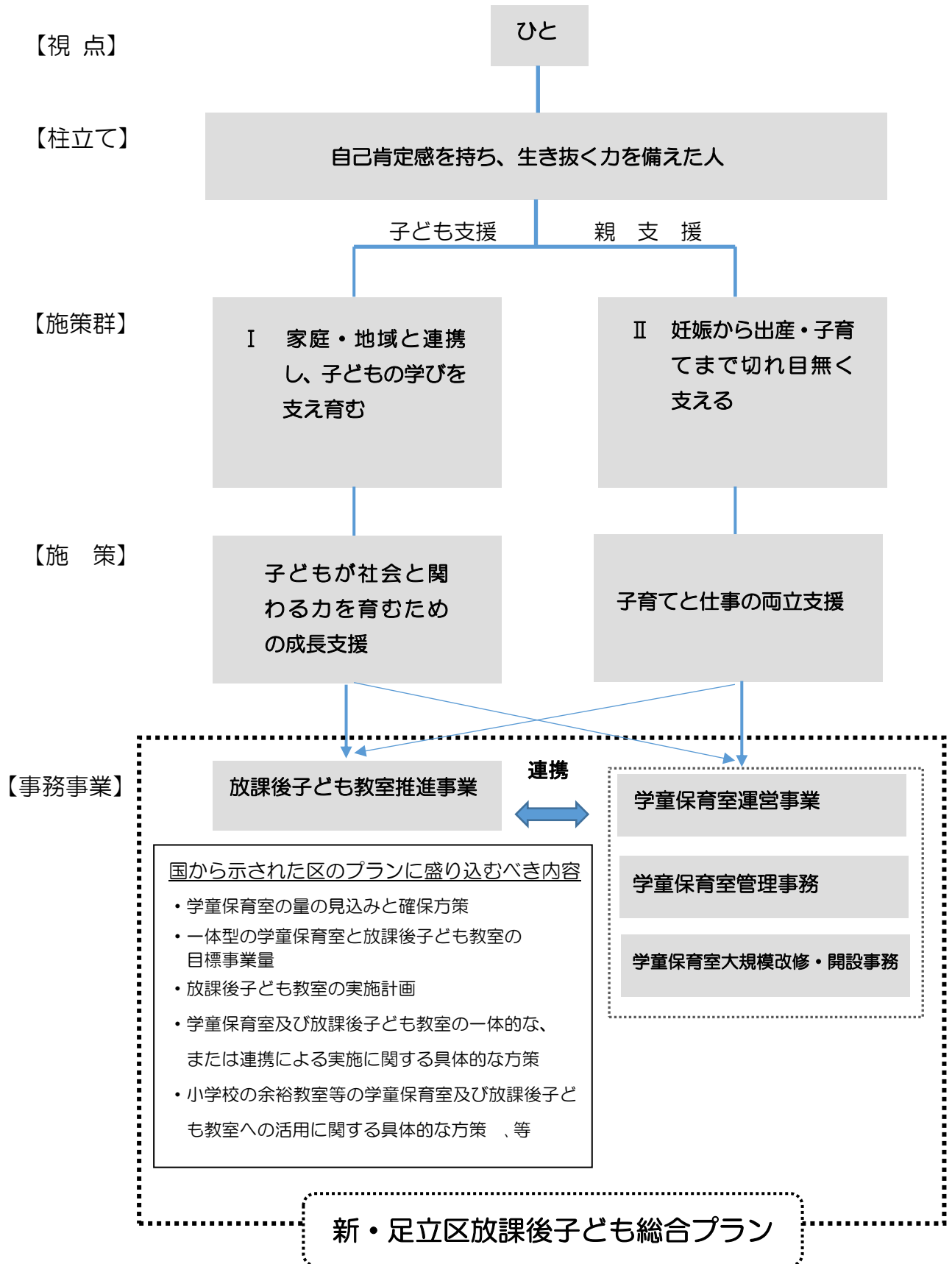
イ 学童保育室及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策 ☞ P21

ウ 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と地域のちから推進部の具体的な連携に関する方策 ☞ P21

※「☞」は掲載しているページを示しています。



プランの体系図



## 5 計画期間

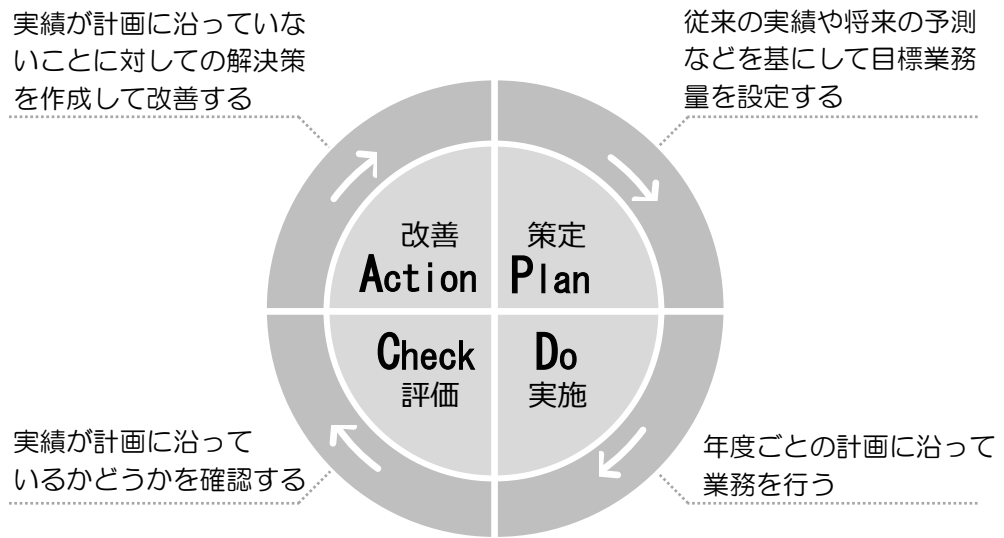
プランの計画期間は、令和2年度を始期としますが、最終年度は国のプランの期間が満了する令和5年度を1年先延ばしして令和6年度までとし、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による基本指針に即した、「第2期子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度から令和6年度)と期間を合わせて、一体的に推進を図ることとしました。



## 6 推進体制

放課後子ども教室担当所管（教育委員会学校支援課）、運営支援担当（公益財団法人足立区生涯学習振興公社）と学童保育室担当所管（地域のちから推進部住区推進課）による連絡会（2か月に1回開催予定）等において、プランで定めた方策の効果や目標事業量の達成度について検証し、方向性や推進体制の確認を行うなど、PDCAサイクルに則り事業推進を図っていきます。

PDCAサイクルのイメージ



## 第2章 学童保育室と放課後子ども教室の整備計画

### 1 学童保育室と放課後子ども教室の整備目標

学童保育室と放課後子ども教室における主な事業目標は以下のとおりです。

- (1) 学童保育室の整備については、小学校の改築時や適正配置の実施時において、新規設置や定員の増員を図る他、民設の学童保育室の誘致等により促進していきます。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
114室	129室

- (2) 小学校全69校において、放課後子ども教室の全学年(1～6年生)実施をめざします。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
68校	全小学校（67校）

※令和4年度、5年度に統合予定

- (3) 学童保育室と放課後子ども教室の「一体型」について、全小学校の半数での実施をめざします。

現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
30校／69校	全小学校数の1／2

## 2 学童保育室の年度ごとのニーズ見込み<sup>4</sup>と確保方策

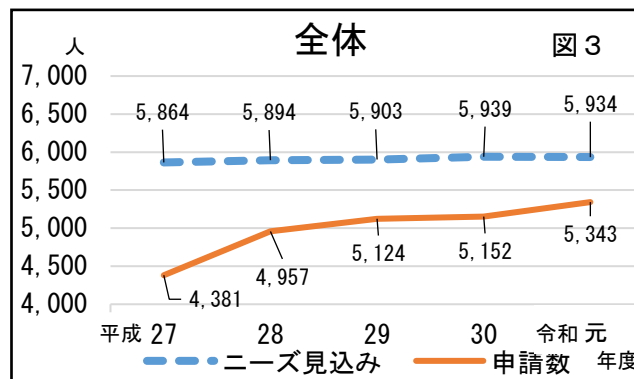
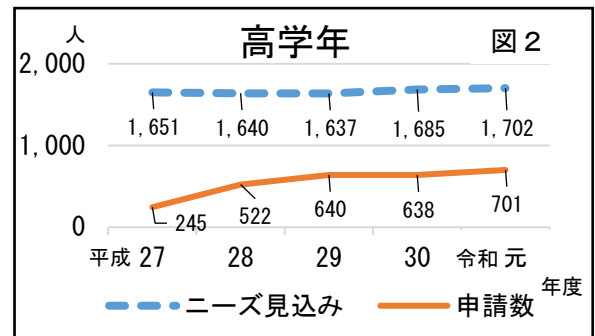
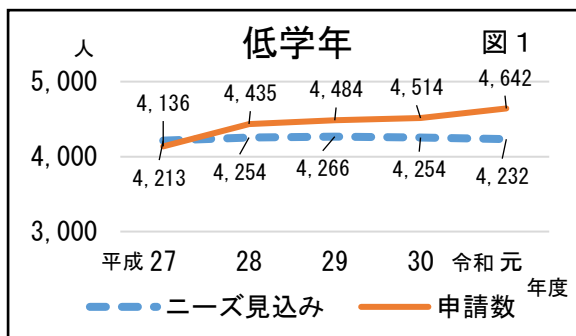
### (1) 現 状

ア 全ての年度において全学年のニーズ見込みが申請数を上回りました（図3）。

イ 児童福祉法改正により、学童保育の対象が小学校3年生までから、6年生までに拡大したことに伴い必要量の大幅増を見込みましたが、特に高学年の申請数が予想に反して伸びませんでした（図2）。

旧・足立区放課後子ども総合プラン(平成27年度～令和元年度)におけるニーズ見込みと実績  
\*単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	ニーズ見込み	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
	申請数	4,136	4,435	4,484	4,514	4,642
ニーズ見込みと申請数の差		77	△181	△218	△260	△410
高学年	ニーズ見込み	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702
	申請数	245	522	640	638	701
ニーズ見込みと申請数の差		1,406	1,118	997	1,047	1,001
全学年	ニーズ見込み	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934
	申請数	4,381	4,957	5,124	5,152	5,343
ニーズ見込みと申請数の差		1,483	937	779	787	591



<sup>4</sup> 区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

※令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室数（室）	受入可能数（人）	入室者数（人）
学童保育室	114	5,032	4,768

※受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の1割程度の人数を加えたものです。

## （2）課題

ア 学童保育室の定員増や定員の弾力化<sup>5</sup>、児童館特例利用<sup>6</sup>により、区全体としての受入可能数は確保できていますが、地域別では以下の理由により待機児童の解消には至っていないため、今後も整備が必要です。

（待機児童の解消には至っていない理由）

- ・ 学童保育室入室申請が小学校内の学童保育室に集中している
- ・ 近隣に児童館がないために児童館特例利用ができない
- ・ 定員に余裕のある地域と余裕の無い地域が偏在している

## （3）整備計画

ア 地域の細分化による詳細なニーズ見込みの設定

- ・ 区全体を7つに区分した現計画を改め、33地区に細分化した分析を行い、受入可能数を申請数が上回るが見込まれる地区には学童保育室を整備していきます。
- ・ 様々な理由から、年度途中で学童保育室を退室する児童が年間約700名に上ることも勘案しつつ、別途、個別計画として「足立区学童保育室整備計画」を策定し、待機児童解消に努めます。
- ・ 当面の対策としては、児童館特例利用や放課後子ども教室などの情報を積極的に保護者に提供し、各家庭の事情に合わせた放課後の居場所を案内していきます。

イ ニーズ見込みに対する受入可能数の増員

- ・ 基本的には、小学校の改築時等に校内に学童保育室を設置していきますが、困難な場合等は、民設学童保育室の誘致を行っていきます。
- ・ 令和2年度以降、ニーズ見込みが受入可能数を大きく上回るため、プラン最終年度の令和6年度のニーズ見込みに合わせて、以下のとおり受入可能数を増員していきます。

なお、「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度（令和元年度中整備）に受入可能数90名の増員を行います。

これ以降も、プラン期間中の令和6年度までに430名の増員を行います。

<sup>5</sup> 待機児童解消のために、出席率を勘案したうえで、定員の約1割程度の人数を増員しています。

<sup>6</sup> 小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度のことです（登録制）。

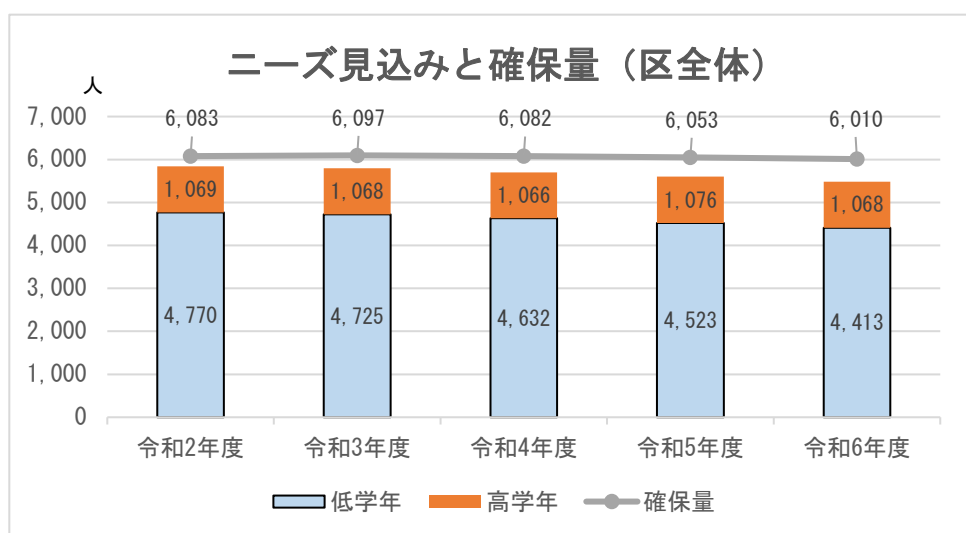
(増員の年度別内訳) ※下表「年度中の整備計画」を参照

- 令和3年度(令和2年度中整備) 120名程度増員
- 令和4年度(令和3年度中整備) 130名程度増員
- 令和5年度(令和4年度中整備) 90名程度増員
- 令和6年度(令和5年度中整備) 90名程度増員

区全域		単位：人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ニーズ見込み(A)	5,839	5,793	5,698	5,599	5,481	
低学年	4,770	4,725	4,632	4,523	4,413	
高学年	1,069	1,068	1,066	1,076	1,068	
<b>確保方策</b>						
受入可能数	5,122	5,242	5,372	5,462	5,552	
児童館特例利用登録数	961	855	710	591	458	
確保方策合計(B)	6,083	6,097	6,082	6,053	6,010	
過不足(C)=(B)-(A)	244	304	384	454	529	

年度中の整備計画 \*\*年度中に整備された確保方策が次年度の受入可能数に反映されます。 単位：人

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員見直し・増室による増	120	130	90	90	0



### 3 学童保育室の開所時間の延長

#### (1) 現 状

ア 学童保育室の開所時間は原則午後5時までですが、延長保育として午後6時まで開所しています。さらに、保護者の就労時間等、特別な理由がある場合は、午後7時まで開所する特別延長保育を実施しています。

イ 平成27年度から平成30年度までに、新たに10か所の学童保育室で特別延長保育を実施し、合計31か所での実施となりました。

#### (2) 課 題

ア 特別延長保育に対する要望が多く寄せられている地域や、保護者の就労時間等から需要が見込まれる地域があります。

イ 特別延長保育の実施にあたっては、延長した時間帯における職員配置の確保が必要です。

#### (3) 整備計画

ア 区全体を面でとらえ、地域間で大きな偏りが出ないようにバランスを考慮したうえで実施していきます。

イ 実施に必要な職員を確保するために、学童保育業務や待遇面に係る魅力を幅広く発信できるよう、広報やホームページ、SNS等の活用など、様々な媒体について検討していきます。

#### 年度別目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別延長保育の新規実施数(か所)	7	4	4	4	4
特別延長保育実施数(か所)【A】	38	42	46	50	54
(特別延長保育実施率(%))【A】/【B】	(36.5)	(39.3)	(41.8)	(44.2)	(46.6)
区全体学童保育室数(か所)【B】	104	107	110	113	116



## 4 学童保育室の質の向上対策

### (1) 現 状

- ア 学童保育室職員の対応等に関する苦情が、少なからず寄せられています。
- イ 食物アレルギー対応等、子どもの命にかかわるリスクが存在します。

### (2) 課 題

- ア 学童保育室職員を対象にした基礎研修、スキルアップ研修の充実が必要です。
- イ 臨時職員等を含めた学童保育室職員における、放課後児童支援員の資格取得を推奨していく必要があります。

### (3) 実施計画

- ア 質の向上に資するため、下記の研修を引き続き実施していきます。なお、今後新たな課題が発生した場合には、対応する研修を追加して実施していきます。

体 系	内 容	実施回数	対象者
基 礎 研 修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育事業について</li> <li>・虐待防止</li> <li>・食育について</li> <li>・食品衛生・応急手当</li> <li>・アレルギーに関する基礎知識</li> <li>・職員としての心構え（接遇・コンプライアンス・危機管理・虐待防止）</li> </ul>	各研修を年1回実施 (計年6回)	学童保育室職員が5年に1度受講できるよう計画する
スキルアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理</li> <li>・外国の文化や習慣について</li> <li>・実践報告とチーム支援による子どもへの対応</li> <li>・学童保育室の課題解決に向けて（事例を通して）</li> <li>・発達支援児等の理解とその対応について</li> </ul>	各研修を隔年1回、一部は毎年実施 (計年3回)	

- イ 東京都等が実施する放課後児童支援員資格取得のための研修受講を促進します。

## 5 学童保育室での事業内容の周知方策

### (1) 現 状

ア 学童保育室職員と利用者（保護者）との間で意思疎通上の行き違い等が見受けられます。

イ 児童の健全育成を図るにあたっては、地域との関係強化が求められています。

### (2) 課 題

ア 利用者（保護者）に対して、事業内容の周知や児童の様子をより多く伝える必要があります。

イ 地域住民に対しては、日頃から良好な関係を保ち、地域との関わりを強くしていくことが必要です。

### (3) 実施計画

ア 学童保育室が発行している「学童だより」において、わかり易く事業内容を周知します。また、保護者面談や日常のお迎え時、連絡帳等を活用し、児童一人ひとりの様子を伝えていきます。

イ 地域に対しては、学童保育室職員側からの挨拶の励行をはじめ、地元の商店との交流などにより、学童保育室における児童の成長や事業内容の周知を進めます。

## 6 放課後子ども教室の実施計画

### (1) 現 状

ア 全学年（1～6年生）実施校数が平成27年度の57校から68校（令和2年2月時点）に増加しただけでなく、対象学年が拡大したこともあり、登録児童数も増えています。

イ 平成29年度から、夏休み期間を8月25日までから31日までに6日間延長し、登校日数が減ったことにより、1校あたりの開催日数と参加児童数が一時的に減少しましたが、平成30年度は、全学年実施校が増えたこともあり、開催日数も参加児童数も増加に転じています。

ウ 体験プログラム等の内容が充実し、様々な学びや体験・交流の機会が広がっています。

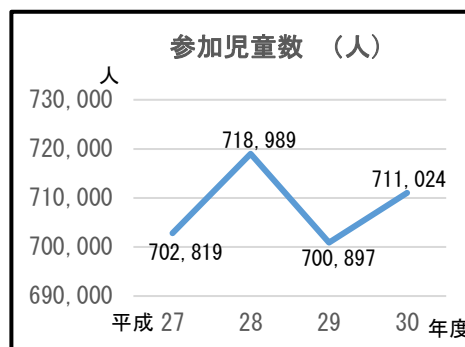
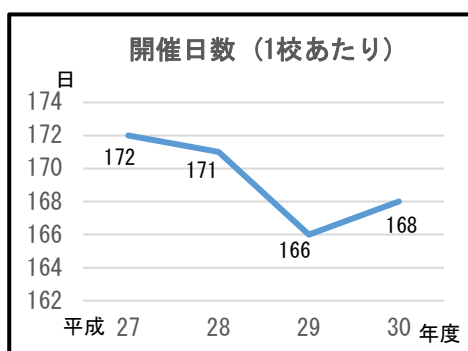
エ 夏休み中の子どもの居場所として、平成28年度から平成30年度までは4校、令和元年度は6校で夏休み期間中に放課後子ども教室を実施しました。

放課後子ども教室実施状況

(各年度末現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全学年実施校数	57	60	63	66	68
開催日数(1校あたり)	172	171	166	168	
登録児童数(人)	26,042	26,905	27,618	28,073	
在籍児童数(人)	31,322	31,434	31,393	31,669	
登録率(%)	83.14	85.59	87.98	88.65	
参加児童数(人)	702,819	718,989	700,897	711,024	
週5日開催校数	68	68	68	68	
学校図書館開催校数	69	69	69	69	

※在籍児童数は5月1日現在



(2) 課 題

- ア 一部学年未実施校があり、すべての児童へ安全安心な放課後等の居場所の提供に至っていないため、全校での全学年実施が必要です。
- イ 多様な体験ができるよう、様々な団体等と協働していますが、さらなる体力向上や読書啓発、また新たな視点として国際化、ICT 教育につながる魅力あるプログラムを企画・実施することが必要です。そのためにも協力団体の開拓や地域人材を発掘し、活動の参画を促すことが重要です。
- ウ 未登録児童が登録しない理由を調査し、事業の認知度が低いということであれば、改めて周知して勧奨する必要があります。
- エ 夏休み期間中の放課後子ども教室については、既実施校の継続と新規実施校の拡大に向けた支援が必要です。

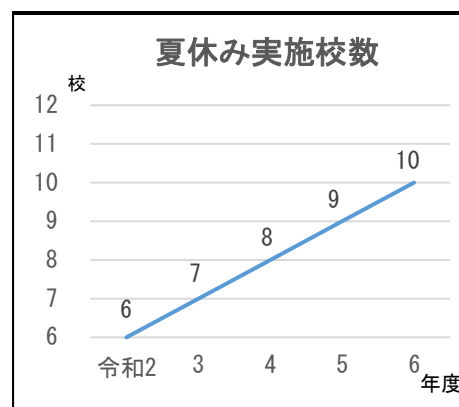
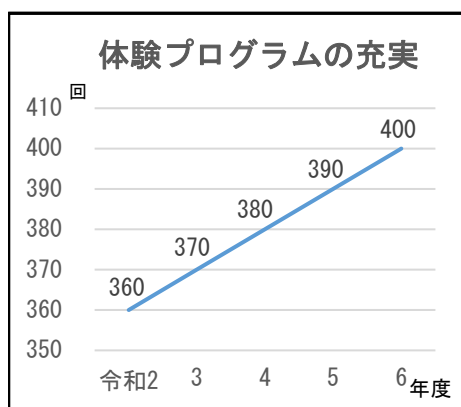
### (3) 実施計画

全ての児童に安全安心な放課後の居場所を提供するとともに、さらに体験活動を通じて、心身ともにたくましい成長を支援するため、以下のとおり計画的に整備・充実させていきます。

年度別目標

校数または回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 全学年実施校数	68	68	全校	全校	全校
② 体験プログラムの充実	360	370	380	390	400
③ 夏休み実施校数	6	7	8	9	10



## 7 学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化

### (1) 現 状

ア 学童保育室は、平成27年度からの4年間で、民設を含めて8室、定員では302名分増設しました。そのうち4室を学校内に整備しました。平成30年度末現在で、全小学校69校中30校、学童保育室数では31か所(38室)を「一体型」として実施しています。

イ 放課後子ども教室は、登録児童を対象として教室や校庭、体育館、学校図書館等のスペースを学校教育に支障のない範囲で放課後の時間帯に活用して実施しているため、校内設置、校外設置を問わず、学童保育室に在籍している児童も参加しています。放課後子ども教室に参加した後に学童保育室へ安心して登室することができるよう、連携体制を整えています。

#### <主な連携>

- ・学童保育室職員と放課後子ども教室スタッフ、学校による情報連絡会を年1回開催
- ・放課後子ども教室の利用案内や「小学生のための放課後すごし方ガイド」の配付による保護者への両事業の周知
- ・学校長や関係団体の代表が集う「放課後子ども教室運営委員会」や「ブロック会議」、学童保育室と放課後子ども教室の関係所管による「放課後子ども教室推進連絡会」を定期的で開催し、情報共有を図っています。

### (2) 課 題

ア 学童保育室の校内への整備(一体型)については、小学校の適正配置や改築状況、また、既存校舎における余裕教室や敷地内における建設用地の創出が前提条件となります。さらに、開かれた学校づくり協議会等、地域の方々へ丁寧に説明し、理解を得る必要があります。

イ 開催日によって、放課後子ども教室に参加する児童の一時的な増加が見込まれる場合や、活動する場(校庭と学校図書館等)の距離が離れていることなど、児童の安全を見守る上での万全な態勢をとることが難しい場合があります。学校と密に協議する必要があります。

ウ 一体型の拡大のためには、小学校適正配置等の整備状況を踏まえる必要があります。学校の協力と関係所管の情報共有を行うため、「放課後子ども教室推進連絡会」等を活用し、実施に向けた検討が必要です。

### (3) 実施計画

一体型または連携のための会議体開催回数

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ブロック会議	13	13	13	13	13
運営委員会	1	1	1	1	1
推進連絡会	6	6	6	6	6

一体型実施校数

単位：校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型による実施校	31	*			→

\* 小学校適正配置等の整備状況にあわせて実施していく。

## 8 特別な配慮を必要とする児童への対応

### (1) 学童保育室

#### ア 現状

- (ア) 発達支援児や食物アレルギー対応等が必要な児童に対し、高度な対応が求められています。
- (イ) 児童の状況等における、より詳細な把握が必要となっています。

#### イ 課題

- (ア) 学童保育室職員に対する専門研修だけでなく、現地指導等も必要です。
- (イ) 学校や専門機関等の関係機関との緊密な連携が必要になっています。

#### ウ 実施計画

以下のとおり取り組みます。

項目	内容
現地指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職（心理）による学童保育室の巡回研修を実施</li> <li>・新規採用者に放課後児童支援員の資格取得を推奨（各学童保育室職員の4分の3以上が有資格者となることをめざす）</li> </ul>
関係機関との緊密な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育室と学校・専門機関等の連絡会議を問題発生時に早期開催</li> <li>・対象児童に応じた関係機関とのケース会議で対応策を検討</li> </ul>
放課後等デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に特別支援学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休業中に、発達や生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービス施設の整備については、3年毎に改定する「足立区障がい児福祉計画」において進捗管理</li> </ul>

### (2) 放課後子ども教室

#### ア 現状

- (ア) 放課後子ども教室では、特別支援学級の児童や外国語のみを話す児童が利用登録をする前に保護者と面談し、放課後子ども教室の内容や個別対応が行えない旨の合意がとれた児童が参加しています。
- (イ) 放課後子ども教室では、他の児童と度々トラブルをおこすなど、対応に苦慮するケースがあります。活動中のトラブルに対しては、学校の協力を得ながら、実行委員会と(公財)足立区生涯学習振興公社が連携して対応しています。

## イ 課題

(ア) 特別な配慮を必要とする児童の受入れの際には、学校の協力を得て、事業の内容などを丁寧に説明する必要があります。

(イ) スタッフに対しては、こども支援センターげんき等、専門機関や相談員等の助言を受けることの出来る仕組みづくりや、学校及び関係機関との連携体制を強化する必要があります。さらに、「子どもとの接し方」に関する研修を放課後子ども教室の運営を行ううえで年1回は受講することを義務付ける必要があります。

## ウ 実施計画

「子どもとの接し方研修」の実施

単位:回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもとの接し方研修 【対象】放課後子ども教室スタッフ	1	1	1	1	1

※2年間でスタッフ全員が受講できるよう、フォロー研修なども組み込み研修計画をたてていく。



**第3章** 資料

1	「新・放課後子ども総合プラン」(文部科学省・厚生労働省).....	26
2	「新・放課後子ども総合プラン」について(通知).....	27
3	「足立区放課後子ども総合プラン」(旧プラン).....	41
4	「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」.....	45
5	「放課後子ども教室体験プログラム(放課後+One)」.....	53
6	「新・足立区放課後子ども総合プラン(骨子案)」へのパブリックコメントと区の考え方.....	55

## 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、**両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

30文科生第396号  
子発0914第1号  
平成30年9月14日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市市長  
各指定都市教育委員会教育長  
各中核市市長  
各中核市教育委員会教育長  
殿

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

厚生労働省子ども家庭局長

「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。

この間、平成28年に児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、児童の福祉を保障するための原理として、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にの

つとり、適切に養育されること」と規定されました。児童の権利に関する条約第3条に示された、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められています。

また、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するために、平成29年に社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部改正が行われ、同年4月1日から施行されました。地域学校協働活動の一環として、放課後等においても地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、社会総掛かりでの教育の実現が求められています。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン(以下「新プラン」という。)を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知いただきますようお願いいたします。

これに伴い、「放課後子ども総合プラン」について(平成26年7月31日付け26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の通知は廃止いたします。ただし、当該通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、2019年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。

なお、新プランは2019年度から実施するものですが、実施が可能な取組については、直ちに進めていただくことも可能であること、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

### 「新・放課後子ども総合プラン」

#### 1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ。)が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子供教室」という。)の計画的な整備等を進める。

#### 2 背景

平成 26 年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブについて、平成 31 年度末までに約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところであるが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっている。

また、「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については増加傾向にあるものの、平成 29 年度時点で約 4,500 か所と、目標である1万か所への到達は果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して、一体型と同様に、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるような取組の例も見られるところであり、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした両事業の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められている。

上記を踏まえると、両事業の継続的な整備等が必要な状況となっており、両事業の連携を前提とした、2019 年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを策定することとした。

#### 3 国全体の目標

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を以下のとおり進める。

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(詳細については、7(2)を参照のこと。)について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

#### 4 事業計画

##### (1) 基本的な考え方

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第60条の規定に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則し、(2)に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市

町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、これらの指針に則し、(3)に掲げる内容について都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

(2) 市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

(3) 都道府県行動計画等に盛り込むべき内容

- ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)
- ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 等

(4) 事業計画策定に当たっての留意事項

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体

で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年3月に社会教育法が改正、同年4月に施行された。

都道府県・市町村の教育委員会は、放課後子供教室を含む地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講じることや、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため「地域学校協働活動推進員」を委嘱できることとされたことから、市町村及び都道府県は地域学校協働活動の実施計画と本プランの事業計画との間で齟齬が生じないよう十分に留意する必要がある。

## 5 市町村の体制、役割等

### (1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることが必要である。

なお、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

#### ① 主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等

#### ② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

## 6 都道府県の体制、役割等

### (1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。



なお、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

① 主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者(放課後児童支援員、補助員)・放課後子供教室の参画者(地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等)の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応することが必要である。

① 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっ

でも、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要がある。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努める必要がある。

## ②全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けた余裕教室等の活用

### i) 余裕教室の活用促進

#### ○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議することが必要である。

また、各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室(地域学校協働活動)関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。

#### ○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成 27 年7月1日付け 27 文科施第 158 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることに留意が必要である。

#### ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、7(1)② i)に記載した余裕教室の活用に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健室を含む)のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。とりわけ、放課後子供教室については、学校の図書室や家庭科室、音楽室、理科室といったスペースを、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において積極的に活用し、多様な体験・学習プログラムを実施しているケースもみられることから、こうした取組を児童や保護者、地域のニーズに応じてより一層進めていくことが期待される。

加えて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用することが必要である。

なお、こうした場所の確保に当たっては、特別な配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境の配慮にも十分留意することが重要である。

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

#### ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に並び、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携し

て取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境整備に配慮する必要があり、例えば、両事業の実施場所が同一の小中学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることが必要である。

また、放課後子供教室を定期的(週1～2回程度)に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮する必要がある。

## ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取り組みの推進を図ることが重要である。

### ○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラム(共通プログラム)を実施することが必要である。

その際、共通のプログラムの充実を図る上では、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心となって、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましい。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する児童が参加できるよう十分留意することが必要である。

### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブなどの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者や参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

本プランの実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める必要がある。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握した上で、保護者に対する支援につなげることも考えられる。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、先述(7(1)②)の小学校区ごとに設置する協議会を活用することや、平成29年3月に改正され、同年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により設置が努力義務化された学校運営協議会において、情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要である。

### (5) 来所・帰宅時における児童の安全確保

平成30年6月22日に関係閣僚会議において策定された「登下校防犯プラン」

において、登下校時の児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策が取りまとめられた。放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童が放課後に来所し、そこから帰宅する場所であり、各々の事業関係者は、児童の来所・帰宅時の安全確保の一端を担う者として期待されている。

こうした観点から、各事業関係者が来所・帰宅時の安全確保について取り組む際の参考となるよう、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日付け30生社教第4号・子子発0711第1号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知)のとおり、放課後児童クラブをはじめ、放課後子供教室、児童館等、児童が放課後を過ごす事業の関係者を対象としたチェックリストを作成したので、積極的に活用いただきたい。

なお、児童の下校時の安全確保を図る上では、地域学校協働活動の一環として実施される登下校の見守り等に関わる地域住民等と連携を図ることも重要である。

#### (6) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効である。

そのため、放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス(塾、英会話、ピアノ、ダンス等)を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参画を促進していくことも望まれる。

### 8 特別な配慮を必要とする児童への対応

#### (1) 基本的な考え方

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後子供教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられる。また、虐待やいじめを受けた児童が放課後児童クラブや放課後子供教室に来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必

要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である。

## (2) 学校・家庭との連携

特別な配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、7(4)に記載したことに加え、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応する必要がある。

## (3) 放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や放課後児童クラブとの連携

障害のある児童の中には、放課後児童クラブと生活能力の向上のために必要な訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所に通う者もみられる。児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保の観点から、放課後等デイサービスの実施に当たっても、学校施設の積極的な活用が望まれるほか、両事業者が連携をとりながら、こうした児童の育成支援及び療育を進めていくことが重要である。

## 9 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

平成26年6月に公布され、平成27年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところである。

## 10 市町村等の取組に対する支援

本プランに基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるた

め、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブ、児童館等に関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

電話:03(5253)1111 内線:4845、4966

【放課後子供教室に関すること】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

地域学校協働推進室

電話:03(5253)4111 内線:3260

【学校施設の活用に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設助成課

電話:03(5253)4111 内線:2464

【学校との連携に関すること】

文部科学省初等中等教育局参事官付

電話:03(5253)4111 内線:3705

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話:03(5253)4111 内線:4678



## 足立区放課後子ども総合プラン

### 1 趣旨・目的

文部科学省と厚生労働省は平成26年7月に、共働き家庭等の「小1の壁」(※1)を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※2)を中心とした放課後児童健全育成事業(足立区では「学童保育」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(足立区では「あだち放課後子ども教室」という。)の計画的な整備等を進めることとし、各地方自治体に「放課後子ども総合プラン」についての通知を出した。次いで平成26年11月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が告示された。

これを受けて、平成31年度までの学童保育室と放課後子ども教室の整備計画について、一体型を中心とした放課後子ども教室と学童保育室の設置目標などについて具体的な方策を示した、足立区放課後子ども総合プランを下記のとおり定める。なお本計画は平成28年度以降は次世代育成支援対策推進法に基づく計画(子ども・子育て支援事業計画に含む)の中に位置付ける。

- ※1 小1の壁：子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育に希望どおり入室できなかつたり、保育時間が保育園よりも短いために、働き方を見直さなければならない問題。
- ※2 一体型：学童保育とあだち放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内(隣接含む)等において、両方の児童が放課後子ども教室の実施する体験プログラムに共に参加できるよう連携がとられること。

## 2 整備計画(計画期間 平成27年度～31年度)

### (1) 学童保育の目標事業量

- ① 平成26年度までの足立区内の学童保育室の状況(平成26年4月1日現在)

	保育室数	利用定員	入室者数
学童保育室	106室	4,210人	3,851人

- ② 学童保育室におけるニーズ量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

#### ア 現状

現状は、小学校2年生までの児童については、申請者のほとんどが入室できている。また、一日子どもだけで過ごすことになる夏休みが終わると3年生以上の退室児童が増えるなど、児童の成長などにより学年が上がるにつれて申請数が減少している。

#### イ 整備方針

- 学童保育の利用対象は小学校1～6年生とするが、学童保育の必要性が高い4年生までのニーズ量を学童保育での確保目標とする。
- 5・6年生は学習塾や習い事などに通う児童が多く、学童保育よりも自由度の高い児童館がニーズに即していると考え、児童館機能の強化を図る。
- 学童保育室を新規に整備する際には、児童の安全確保や放課後子ども教室との連携などの面において望ましいため、小学校内への整備を検討する。

③ 量の見込みと確保方策の整備計画(平成27年度～31年度)

【単位:人】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み (※3)	低学年	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232	
	高学年	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702	
	合計 A	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934	
年度中整備	①年度当初定員	4,210	4,465	4,625	4,625	4,705	
	②定数見直し・増室	255	160	0	80	0	
	合計(①+②)	4,465	4,625	4,625	4,705	4,705	
その他	③定数弾力化運用(※4)	325	333	333	341	341	
	児童館 特例利用 (※5)	④5・6年	707	640	645	673	672
		⑤1～4年	381	297	312	247	271

※確保方策の数値は、入室申請状況や人口推計等により見直す。

※3 量の見込み：平成25年12月実施のニーズ調査結果をもとに算定した。

※4 定数弾力化運用：定員の1割増までは受け入れる運用。

※5 児童館特例利用：小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

- ア 学童保育ニーズの補完策として、土曜日や夏休みなど学校休業日の児童館開館時間について見直しを図り、平成27年度より午前9時開館とした。
- イ 保護者が児童の居場所を確認できるように、学童保育需要の多い地域などの児童館に入退館管理システムの整備を行う。

(2) あだち放課後子ども教室の目標事業量

平成22年度に全校での実施となり、その後も開催日数及び参加児童数が着実に増加している。今後は全校全学年実施を目指すとともに、体験プログラム(※6)の充実を目指す。

① 平成26年度までの放課後子ども教室実施状況(平成26年度末現在)

区分 年度	全学年実 施校数	開催日数 (1校当り)	登録児童 数(人)	在籍児童 数(人)	参加児童 数(人)	週5日開 催校数	図書室開 催校数
22	41校	105日	19,785	32,343	410,673	24校	22校
23	43校	130日	21,035	31,902	492,536	28校	66校
24	44校	148日	22,835	31,462	590,073	48校	69校
25	48校	165日	24,203	31,264	630,015	68校	70校
26	51校	171日	25,150	31,145	700,063	69校	70校

《参考》 平成22年度：全校での実施達成

平成26年度：週5日開催(98%達成)

※6 体験プログラム：放課後子ども教室において自由遊び・学習のほか、意図的・計画的に宿題や読書などの学習活動、工作や将棋などの文化活動、サッカーなどのスポーツ活動を取り入れ、活動を支援するもの。(4)③で後述する。

## ② 学年及び開催日拡大目標値 (各年度末の見込み数/26年度は実績数)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30・31年度
学校数	70校	69校	69校	69校	
全学年 実施校数	51校	55校	60校	63校	施設ごとの環境整備に 合わせ全校実施を目指す。
平均開催日数	171日	171日	173日	175日	

《参考》平成26年度末現在：1年生～3年生未実施1校

1年生～2年生未実施9校

1年生未実施9校

## (3) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量

国は、平成31年度までに、全小学校(約2万か所)で一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型での実施を目指すこととしている。これにあわせ、区の目標事業量についての考え方は次のとおりとする。

- ① 小学校の大規模改修や統合時に小学校内への学童保育室の設置を促進し、全校のうち約半数(平成26年度末現在70校中30校)での設置を目指す。
- ② 小学校内に学童保育室のある全小学校において両事業の一体型での実施を目指す。
- ③ 住区センター内学童保育室など小学校外の学童保育室も、可能な範囲で連携型(※7)の放課後子ども総合プランの実施を検討していく。

※7 連携型：学童保育が小学校外の場所にあるが、放課後子ども教室が実施する体験プログラムに、学童保育室の児童が参加できるもの。

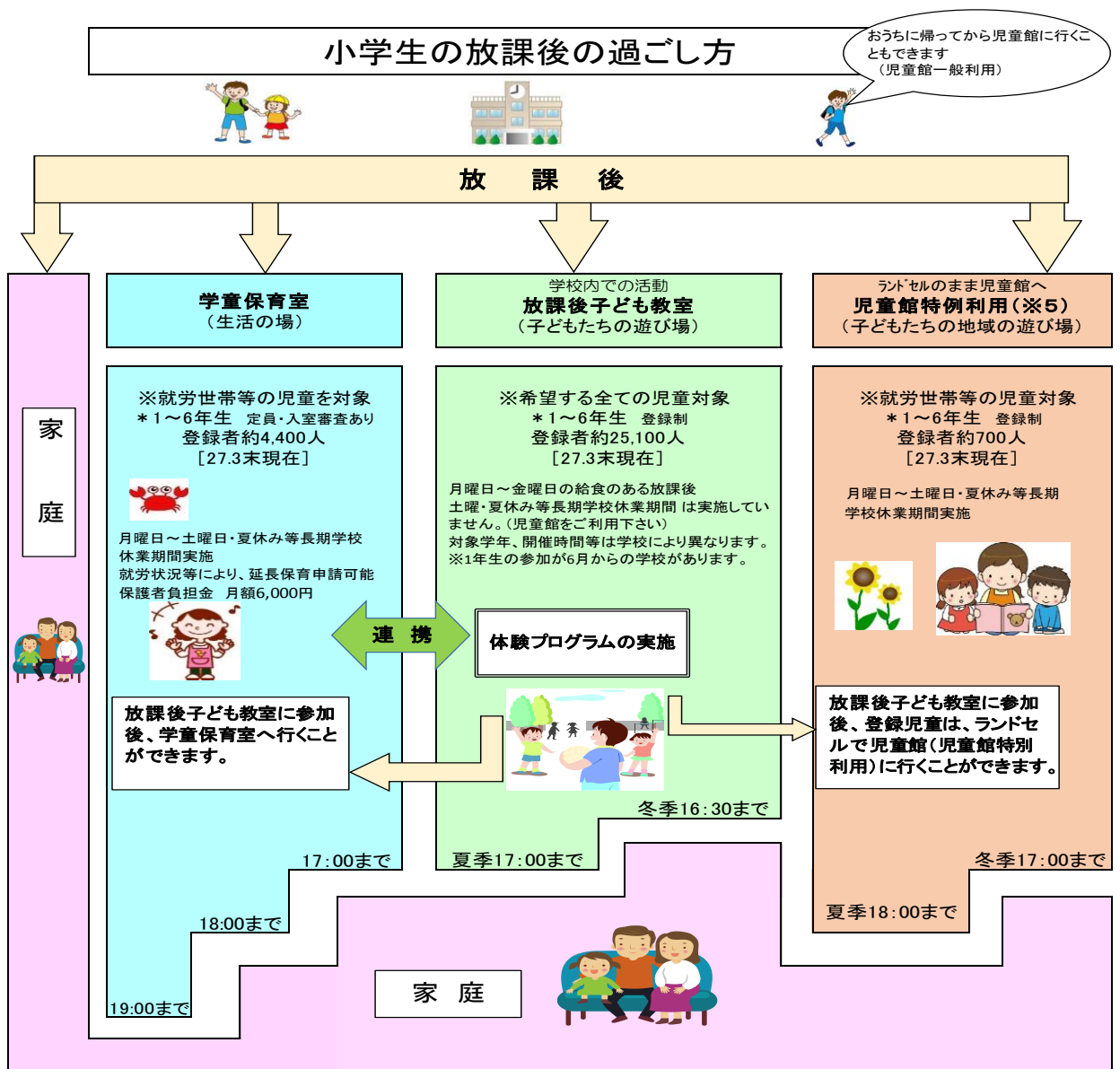
(4) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量を達成するための  
具体的方策

- ① 児童の参加・利用および周知について
  - ア 学童保育室の児童があだち放課後子ども教室に参加できるものとして受け入れ態勢を整えるとともに、保護者向け利用案内等により周知する。
- ② 情報連絡会等について
  - ア 両事業の担当課および公益財団法人足立区生涯学習振興公社の職員は、定期的に連絡会を開催し、必要な情報の共有、協議等を行う。
  - イ あだち放課後子ども教室のスタッフ・学校関係者・学童保育室従事者は定期的に会議に出席し、情報共有や意見交換等を行う。
- ③ 体験プログラムの充実について
  - ア 放課後子ども教室の中で体験プログラムを実施することで、「家庭学習の補完と学習習慣の定着(学習活動)」「興味関心・意欲の醸成、体力の向上(文化・スポーツ活動)」「規範意識やコミュニケーション能力の向上(交流)」などが期待できる。
  - イ 各校の放課後子ども教室において、実行委員会等の地域住民の協力、足立区生涯学習振興公社による人材育成事業、企業・NPOとの連携、ボランティアセンターやあだち皆援隊等の人材の活用等により、全校における体験プログラムの導入とさらなる充実を目指す。

(5) 学童保育の開所時間の延長について

特別延長保育ニーズの高い地域で25か所程度整備することを目指す(平成26年度末現在21か所)。なお、実施場所については、特別延長保育の需要数など地域状況を分析しながら検討していく。

※足立区児童の放課後の居場所イメージ



※夏休み等の長期学校休業日、土曜日の「放課後子ども教室」を実施していない日は、児童館などの既存施設の利用を促し、児童の多様な居場所を確保する。

※5(再掲) 児童館特例利用: 小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

**足立区放課後子ども総合プラン**      平成28年3月策定

編集・発行 足立区教育委員会学校教育政策課  
東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
電話03-3880-5962 FAX 03-3880-5641  
メール k-seisaku@city.adachi.tokyo.jp

## 平成31年度 学童保育室 待機児童緊急対策

平成31年2月

地域のちから推進部 住区推進課

### 1 策定の目的および主旨

現在、足立区の学童保育室整備は「足立区子ども・子育て支援事業計画」の中に位置づける「足立区放課後子ども総合プラン」（以下、「足立区総合プラン」）に基づいて実施しています。「足立区総合プラン」は、2020年4月に改定予定ですが、これまで学童保育需要数（申請数）を大まかな地域別でしか把握してこなかったため、結果的に需要と供給との間に乖離が生じることとなり、現時点で多数の待機児童が発生しています。

そのため、「足立区総合プラン」の改定前に早急な対策が必要であり、このたび「平成31年度 学童保育室 待機児童緊急対策」（以下、『待機児童緊急対策』）を策定し、実施することとしました。

『待機児童緊急対策』の主旨は、今後、特に待機児童が多く見込まれる地域に早急に対策を講じることです。整備にあたっては、主に厚生労働省の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、可能な限り小学校内への設置や、公共施設の跡地利用等を検討していきます。また、公募による民設民営学童保育室の誘致を進めるため、補助制度の改善も行います。

なお、『待機児童緊急対策』で定めた整備計画は、「足立区総合プラン」の改定の際にあらためて検討・見直しするものとします。

### 2 民設民営学童保育室に対する補助制度の改善

民設民営学童保育室については、国・都・区の基準を満たしている事業者に対して補助を行っています。補助の主な内容は、開設のための改修工事や備品購入に要する経費（公募による選定の場合に限定）と、開設後の運営に要する経費です。

現在、民設民営学童保育室は区内に13ヶ所ありますが、平成23年度の開設分以降は、小学校内への設置、学童保育室定員の弾力化や児童館特例利用制度（ランドセルで児童館）を推進してきたため公募をしていません。また、補助制度の見直しも行ってきませんでした。このため、開設経費等に対する国や都による補助制度拡充にも対応していない現在の補助基準では、近年の人手不足や賃借物件の家賃上昇等の事情が反映されていません。

本『待機児童緊急対策』に基づき民設民営学童保育室を必要な地区に整備していく

うえで、現在の国・都補助を最大限に活用しつつ、区の補助基準も拡充して事業者を公募します（別紙1を参照）。

### 3 「足立区総合プラン」の改定にあたっての将来予測

本『待機児童緊急対策』では、早急に対策に着手することを目的に、住民基本台帳、直近の待機児童の状況および学童保育申請率を中心に待機児童の将来予測を行いました。

2020年度の「足立区総合プラン」改定時には、より精緻な分析を行うため、次のとおり取り組んでいきます。

#### (1) 新たな調査データ等の集積

平成31年1月より開始したニーズ調査における集計のほか、学童保育申請のあった新1年生の保育園・幼稚園における在園状況に関する集計、小学校別の申請件数（現在は、希望する学童保育室別の件数のみ）、年度途中退室者の理由分析等を行います。

#### (2) 集計エリアの細分化

これまでは区内を11地域に区分した集計方法を用いてきましたが、広い地域内についての細かい分析を行っていませんでした。今後は、おおむね1～1.5km四方の広さで30地区程度に細分化した集計方法を行います。

## 4 待機児童数の状況

特に待機児童が多い地域における整備を計画するために、過去3年間における待機児童の状況について、区内を11地域に分けて比較しました（表1）。

さらに、参考として、平成31年度における入室申請数と受入可能数から単純算出した、待機児童の目安となる数値を表示しました。

なお、平成28～30年度の待機児童数は、児童館特例利用制度の登録者を除いた実績数ですが、平成31年度は児童館特例利用制度の登録者数が未確定のため除いていません。

今回は早急に対応を図るために、従来どおり11地域に区分して比較を行いました。が、「足立区総合プラン」の改定時には、より精緻に把握するため30地区程度に細分化した集計方法を行います。

◆表1 地域別 待機児童数の状況（別紙2を参照）

番号	地域名	待機児童数（人） 各年度5月1日現在			参考：申請数－ 受入可能数（注）
		H28	H29	H30	
1	千住	42	29	46	117
2	綾瀬・東和	54	24	17	52
3	大谷田・佐野	17	7	11	-6
4	中央本町	32	21	29	12
5	花畑・保塚	25	47	54	45
6	竹の塚・六月	32	28	17	-10
7	梅島・梅田	28	51	41	45
8	西新井・江北	20	19	26	-24
9	伊興	7	8	30	98
10	鹿浜・舎人	31	32	12	20
11	新田・江南	9	11	2	-36
	足立区合計	297	277	285	313

（注）平成31年度については、入室申請数と受入可能数から単純算出した、待機児童の目安となる数値です。

#### 《待機児童数が特に多い地域における分析》

全体的には、児童館特例制度において入退室メール配信サービスを導入した平成29年度に待機児童数が減少しましたが、平成30年度からは再び増加傾向にあります。

##### （1）番号1 千住地域

待機児童数が多く、平成31年度入室申請数も受入可能数を大きく上回っています。さらに地域内を細かく見ると、関屋地区（千住東、千住曙町近辺）が平成30年度に20名と特に多い状況です。しかし、現在のところ新たな学童保育室が設置できる小学校や公共施設が無いため、民設民営学童保育室の誘致等の対策が必要な地区と言えます。

なお、関屋地区以外の千住河原町周辺、千住桜木町周辺等も「足立区総合プラン」の改定において状況を注視していきます。

##### （2）番号2 綾瀬・東和地区

近年は待機児童数が減少してきましたが、平成31年度入室申請数は受入可能数を大きく上回っています。地域内を細かく見ると、平均的に分布しているため、既存の学童保育室における受入可能数増を調整します。また、小学校内の学童保育室設置も検討していきます。

##### （3）番号5 花畑・保塚地域

待機児童数が年々増加しており、平成31年度入室申請数も受入可能数を大

大きく上回っています。さらに地域内を細かく見ると、六町・保塚地区が平成30年度に40名と特に多く集中している状況です。しかし、現在のところ新たな学童保育室が設置できる小学校や公共施設が無いため、民設民営学童保育室の誘致等の対策が必要な地区と言えます。

#### (4) 番号7 梅島・梅田地域

待機児童数が多く、平成31年度入室申請数も受入可能数を大きく上回っています。地域内を細かく見ると、平均的に分布しており、対策として、周辺地域も含めて既存の学童保育室における受入可能数増を調整中です。ただし、地域内の待機児童数が他地域よりも多いため「足立区総合プラン」の改定においても状況を注視していきます。

#### (5) 番号9 伊興地域

近年になって待機児童数が著しく増加し、平成31年度入室申請数も受入可能数を大きく上回っています。さらに地域内を細かく見ると、特に伊興南地区（西伊興、西新井北側近辺）の申請数が年10人ずつ増加しており、小学校内の増設が必要な地区と言えます。

## 5 待機児童解消重点地区

本『待機児童緊急対策』においては、前記「2 待機児童数の状況」をもとに、学童保育の需要数が受入可能数を上回り、今後も特に待機児童が多く見込まれる次の3地区を「待機児童解消重点地区」に選定し、緊急的に学童保育室を整備していきます。

- (1) 「番号1 千住地域」における、関屋地区（千住東、千住曙町近辺）
- (2) 「番号5 花畑・保塚地域」における、六町・保塚地区
- (3) 「番号9 伊興地域」における、伊興南地区（西伊興、西新井北側近辺）

なお、3地区における今後の待機児童の見込みについては、早急に対策に着手する必要から、各地区における住民基本台帳上の学齢人口や、これまでの学童保育申請率等を参考に将来予測を行いました。

3地区におけるこれまでの待機児童数と、今後の将来予測については、以下のとおりです。

#### ※各表の項目説明

①学齢人口 … 平成29、30年度は、地区内小学校における児童の実数。

平成31年度は30年度実績をもとにした予測数であり、また、2020年度以降は住民基本台帳に基づく学齢人口を集計したものであるため、とも



に小学校における将来の児童数を見込むものではない。

②第一希望申請数 … 平成29、30年度は実数。平成31年度以降は、低・高学年別に、学齢人口に平成30年度の申請率を乗じて算出した。

③申請率 … 平成29、30年度は、第一希望申請数÷学齢人口×100(%)。平成31年度以降は、平成30年度のものを使用した。

なお、申請率が低学年(1～3年生)と高学年(4～6年生)とで差があるため、区分して推計等を行った。

(参考)平成30年度の区平均は、低学年28.8%、高学年4.0%

④申請時余剰数 … 第一希望申請数 - 学童保育室定員。

⑤待機児童数 … 平成29、30年度における、申請時余剰となった児童から、児童館特例利用を利用することになった児童等を除いた人数。

(1)「番号1 千住地域」における、関屋地区(千住東、千住曙町近辺)

- ・地区内学童保育室：せきや学童保育室(2室)
- ・地区内小学校：千寿第八小学校

【関屋地区全体 申請数(需要数)と待機児童数(申請時余剰数)の見込み】

平成31年度以降の学齢人口を、住民基本台帳上の学齢人口から低学年・高学年ごとに予測し、これまでの申請率を掛けて申請数を算出しました。

申請数が学童保育室定員を上回った分が申請時余剰数(太字)であり、待機児童の目安となる数値です。

なお、小学校の将来の児童数を見込むものではありません。

表2

区分	年度	平成29	平成30	平成31	2020	2021	2022	2023
低学年 地区計	学齢人口(人)	272	273	270	298	292	289	284
	第一希望申請数(人)	103	108	107	118	116	114	112
	申請率(%)	37.9	39.6	39.6	39.6	39.6	39.6	39.6
高学年 地区計	学齢人口(人)	239	273	278	313	315	302	298
	第一希望申請数(人)	7	12	12	14	14	13	13
	申請率(%)	2.9	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
全学年 地区計	学齢人口(人)	511	546	548	611	607	591	582
	第一希望申請数 A	110	120	119	132	130	127	125
	学童保育室定員 B	90	90	90	90	90	90	90
	<b>申請時余剰数 B-A</b>	<b>20</b>	<b>30</b>	<b>29</b>	<b>42</b>	<b>40</b>	<b>37</b>	<b>35</b>
	待機児童数(人)	5	20					

<関屋地区の状況と整備計画>

この地区には、学童保育室が千寿第八小学校内の1ヶ所にしかありません。

待機児童数（申請時余剰数）は、平成29年度あたりから急増しています。

学齢人口は、現時点で住民基本台帳から予測する限り、最近いくつかマンションが建設されてきていることもあってか、今後も微増が見込まれます。

これにより、学童保育の需要も増加傾向にあり、しかも地理的にも移動範囲が限られているため、待機児童数が多い状況が継続すると見込まれます。しかし、小学校内でのさらなる増設はスペース的に難しく、新設できる区有施設も見当たらない状況です。

このような状況を踏まえ、民設民営学童保育室（定員30～40名程度）を、2020年4月開設を目途に誘致します。

そのため、2019年度中に事業者の公募・選定を行います。

## （2）「番号5 花畑・保塚地域」における、六町・保塚地区

- ・地区内の学童保育室：①東栗原学童保育室 ②あおぞら学童保育室 ③保塚学童保育室
- ・地区内の小学校：東栗原小学校、加平小学校

### 【六町・保塚地区全体 申請数（需要数）と待機児童数（申請時余剰数）の見込み】

平成31年度以降の学齢人口を、住民基本台帳上の学齢人口から低学年・高学年ごとに予測し、これまでの申請率を掛けて申請数を算出しました。

申請数が学童保育室定員を上回った分が申請時余剰数（太字）であり、待機児童の目安となる数値です。

なお、小学校の将来の児童数を見込むものではありません。

表3

区分	年 度	平成 29	平成 30	平成 31	2020	2021	2022	2023
低学年 地区計	学齢人口（人）	452	474	493	400	411	416	433
	第一希望申請数（人）	147	170	176	144	148	149	155
	申請率（％）	32.5	35.9	35.9	35.9	35.9	35.9	35.9
高学年 地区計	学齢人口（人）	443	457	479	373	393	391	400
	第一希望申請数（人）	27	39	41	32	33	33	34
	申請率（％）	6.1	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
全学年 地区計	学齢人口（人）	895	931	972	773	804	807	833
	第一希望申請数 A	174	209	217	176	181	182	189
	学童保育室定員 B	135	135	135	135	135	135	135
	<b>申請時余剰数 B－A</b>	<b>39</b>	<b>74</b>	<b>82</b>	<b>41</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	<b>54</b>
	待機児童数（人）	21	40					

<六町・保塚地区の状況と整備計画>

この地区では、これまでの児童数の増加に伴い、学童保育室の待機児童数も増加してきました。

地区内の学童保育室のうち、東栗原学童保育室、あおぞら学童保育室は小学校内にあるため申請が多く待機児童が発生しており、これらに入室できなかった児童の一部が第二希望先の保塚学童保育室に入室して、ほぼ満員となっている状況です。

現時点で住民基本台帳から予測する限り、今後の学齢人口はやや減少しますが、それでも待機児童数（申請時余剰数）が多い状況が続くと見込まれます。しかし、小学校内でのさらなる増設は難しい状況です。

このような状況を踏まえ、民設民営学童保育室（定員30～40名程度）を、2020年4月開設を目途に誘致します。

そのため、2019年度中に事業者の公募・選定を行います。

**(3) 「番号9 伊興地域」における、伊興南地区（西伊興、西新井北側近辺）**

- ・ 地区内学童保育室：①西伊興学童保育室 ②西伊興ほがらか学童保育室  
③ドリームすみれクラブ
- ・ 地区内小学校：西伊興小学校、西新井第二小学校

**【伊興南地区全体 申請数（需要数）と待機児童数（申請時余剰数）の見込み】**

平成31年度以降の学齢人口を、住民基本台帳上の学齢人口から低学年・高学年ごとに予測し、これまでの申請率を掛けて申請数を算出しました。申請数が学童保育室定員を上回った分が申請時余剰数（太字）であり、待機児童の目安となる数値です。

なお、小学校の将来の児童数を見込むものではありません。

表4

区分	年度	平成29	平成30	平成31	2020	2021	2022	2023
低学年 地区計	学齢人口（人）	443	434	463	521	545	531	534
	第一希望申請数（人）	128	131	140	157	165	160	161
	申請率（%）	28.9	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2
高学年 地区計	学齢人口（人）	385	413	424	498	515	530	521
	第一希望申請数（人）	15	26	27	31	32	33	33
	申請率（%）	3.9	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
全学年 地区計	学齢人口（人）	828	847	887	1019	1060	1061	1055
	第一希望申請数 A	143	157	167	188	197	193	194
	学童保育室定員 B	122	127	127	127	127	127	127
	<b>申請時余剰数 B-A</b>	<b>21</b>	<b>30</b>	<b>40</b>	<b>61</b>	<b>70</b>	<b>66</b>	<b>67</b>
	待機児童数（人）	3	11					

<伊興南地区の状況と整備計画>

この地区の学童保育室3ヶ所における待機児童は、これまで徐々に増加してきており、平成30年度に西伊興ほがらか学童保育室で定数5名増をはかったものの、解消には至りませんでした。

学齢人口は、現時点で住民基本台帳から予測する限り、戸建て住宅の増加が原因と推測される微増が続き、待機児童（申請時余剰数）も微増の状態で推移していくと見込まれます。

このような状況を踏まえ、学童保育室が無い西新井第二小学校内に、2020年4月を目途に学童保育室（定員30名程度）を新設します。

そのため、既存の教室を2019年の夏季休業中に改修します。なお、指定管理による運営とし、2019年度中に事業者の公募・選定を行います。

体験プログラム等の内容が充実し、学びや体験・交流の機会が広がっています。

## 放課後子ども教室体験プログラム（放課後<sup>プラスワン</sup>+One）

### 1 体験プログラムとは

放課後子ども教室において自由遊び・学習のほか、意図的・計画的に宿題や読書などの学習活動、工作や将棋などの文化活動、サッカーなどのスポーツ活動を取り入れ、活動を支援するものです。

足立区では、公益財団法人足立区生涯学習振興公社が運営支援し、次の3種類の体験プログラム（放課後<sup>プラスワン</sup>+One）を実施しています。

#### （1）地域人材活用

（公財）足立区生涯学習振興公社が主催する「あだちこどもサポーター養成講座」の修了者が、自身が学んだ成果を活用して、子どもたちに体験の機会を提供するものです。平成30年度末において27校で100名を超える修了者がサポーターとして活躍しています。体験活動の内容は「放課後キッズおりがみ教室」と「放課後キッズ読書支援」で、おりがみや本をコミュニケーションツールとして、体験だけでなく、児童とサポーターである地域の大人との交流も図ることができました。

#### （2）団体連携

（公財）足立区生涯学習振興公社が、企業やNPO法人等の団体と連携して行う体験プログラムです。体力向上や読書支援などの課題の解決にもつなげる活動をしている団体等と連携して実施しています。新規連携先の発掘により、数多くの幅広い体験活動を展開してきました。

#### （3）公社企画

活動スペースや参加人数等の課題があり、体験活動を広げられなかった一部の放課後子ども教室を中心に、（公財）足立区生涯学習振興公社が、活動状況に適した、児童の興味関心のある内容のプログラムを企画や導入・定着への工夫について、各校の放課後子ども教室実行委員会に提案して実施してきました。

## 2 これまでの実施状況

### 体験プログラム(放課後+One) 実施状況

プログラムの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域人材活用	回数	247	259	253
	参加人数	3,337	3,734	3,738
団体連携	回数	69	87	107
	参加人数	3,113	3,247	2,716
公社企画	種目	6	6	8
	新規実施校(延)	31	61	60

### 団体連携実施状況（平成 30 年度）

★平成 30 年度新規連携先 \*順不同

体験プログラム名	連 携 先
フラッグ鬼ごっこ	足立区スポーツ推進委員会
スポーツスタッキング教室	総合型地域スポーツクラブU&U
ミニコンサート&楽器体験	A J B T アンサンブル
どうぶつしょうぎ教室	どうぶつしょうぎを育てる会「いっぽ」
将棋教室	公益社団法人日本将棋連盟
おはじきサッカー教室	(株)グランディオサービス
工作「ハンズヒントクラブ」夏・冬	(株)東急ハンズ
リサイクル工作	足立区リサイクルセンター あだち再生館★
ロボットプログラミング教室	東京メトロ(株)★
プログラミング体験教室	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール★
ビブリオバトル	(株)グランディオサービス

### 公社企画実施状況（平成 30 年度）

\*順不同

体験プログラム名		
スポーツスタッキング	どうぶつしょうぎ	ラッキーパズル
天下統一	読書の通帳	ちゃれんじ! 知る見る・ザ・ワールド
投げる遊び	大型図書	

## 「新・足立区放課後子ども総合プラン（骨子案）」へのパブリックコメントと区の考え方

## 【プランの内容に関すること】

	No.	寄せられた意見の概要	区 の 考 え 方	担当所管
学 童 保 育 に 関 す る こ と	1	区が補助を行っていない民間学童保育室に対しても、区の補助を希望する。 (113件)	<p>区の学童保育室事業は、保護者の就労等の理由により必要となる保育を実施するものです。そのため、例えば、就労状況等に関わらず預かる事業者や、基本サービスにおける利用者負担の公平性をはかる必要から区の保護者負担金基本額6,000円を超える事業者には、補助を行っておりません。なお、補助金を交付する要件は下記のとおりです。</p> <p>主な補助要件</p> <p>①保護者の就労形態等に応じた基準指数に基づいて入室者を決定する。</p> <p>②保護者負担金基本額が公設学童保育室と同額(6,000円)である。</p> <p>③午後7時までの特別延長保育を実施する。</p> <p>④土曜日や学校の長期休業期間中も保育を実施する。</p> <p>学童保育室の待機児童解消のため、令和2年度以後も、本プラン案に基づき、補助対象となる民設学童保育室を公募のうえ、増設していきます。</p>	住区推進課
	2	公設学童保育室の閉所時間が早いため、延長してほしい。 (6件)	<p>現在、31か所(民設13か所含む)の学童保育室において午後7時まで開所(特別延長保育)しており、令和2年度以降も、特別延長保育実施学童保育室を順次増やしていきます。</p>	住区推進課
	3	学童保育料は低額であるので、同一世帯で2人以上利用する際の保育料軽減措置は必要ない。 (5件)	<p>学童保育の保護者負担金は、兄弟姉妹で預ける場合の負担を考慮しており、今後も軽減制度は存続させていきます。</p>	住区推進課
	4	学童保育室の質の向上を進めてほしい。 (2件)	<p>職員の質の向上を図るため、放課後児童支援員の資格取得者を増やすとともに、各種スキルアップ研修も実施しており、今後も充実させていきます。</p>	住区推進課
	5	公設の学童保育室の対象年齢の拡大、施設スペースの拡大を検討してほしい。 (2件)	<p>既に小学6年生までを対象としています。スペースは全学童保育室が国基準(1人あたり1.65㎡以上)を満たしており、十分と考えています。</p>	住区推進課

	No.	寄せられた意見の概要	区 の 考 え 方	担当所管
学 童 保 育 に 関 す る こ と	6	小学校が統廃合したら、2校分の学童保育室とスタッフを確保してほしい。	小学校の統廃合の際には、地域の学童保育需要予測に応じた学童保育室の設置等を行っていきます。	住区推進課
	7	区営の学童保育室を拡充して欲しい。	今後の小学校における施設更新時等に、区の指定管理委託による増設を検討していきます。	住区推進課
	8	学童保育室で貴重な経験をする時間を過ごさせてほしい。	区では、学童保育室職員に放課後児童支援員の資格を取得させ、より高度な専門性のもと、異年齢交流あそびやおやつの手づくりなどの体験を重視しながら、放課後等における児童の健全育成に取り組んでいます。	住区推進課
	9	高度なスポーツや勉強など、高学年でも楽しめる学童をお願いします。	学童保育室では、高度なスポーツや勉強は行いません。低学年と高学年に同一に対応するのではなく、遊びや行事等においてそれぞれの役割分担を決め、より高度で難しい役割を高学年に体験させ、自主性、社会性を培っています。	住区推進課
	10	保育士や教員免許の有資格者がフルタイムで働けない場合など、学童保育室で働いてもらえるような制度づくりが必要である。	直営学童保育室の非常勤職員に欠員が生じた際は、区ホームページ、あだち広報、ハローワーク等にて募集案内を掲出しているほか、新聞折込広告を利用するなど、積極的に募集しています。	住区推進課
	11	学童保育室の指導員を増員し、多様な子どもたちに対して、多様な対応ができる体制にしていきたい。	学童保育室の職員数については、児童の定員に応じた基準に基づき配置しているほか、発達に課題を抱えた児童に対応するための増員も行っています。なお、放課後児童支援員の資格取得の促進や、各種スキルアップ研修の実施を通じて、様々なケースに、よりの確に対応できるようにしていきます。	住区推進課
	12	夏休み等の長期休業時等に学童保育室のスポット利用ができるようにしてほしい。	区が運営費を補助している民設学童保育室13か所のうち12か所が、自主事業としてスポット利用を実施しています。	住区推進課
	13	夏休み等の長期休業時専用の学童保育室を設置してほしい。	区が運営費を補助している民設学童保育室13か所のうち12か所において、自主事業として夏休み期間中の学童保育を実施しています。	住区推進課



	No.	寄せられた意見の概要	区 の 考 え 方	担当所管
学 童 保 育 に 関 す る こ と	14	学童保育室における発達に不安がある子どものケアについて何か検討しているのか。	学童保育室職員に対する専門機関による巡回研修やケース会議等を通じて、適切な対応が実施できるように取り組んでいます。	住区推進課
	15	学童保育室に発達障がいを抱えた児童が在籍している場合、宿題等の学習指導ができるスタッフを配置することが望ましい。	学童保育室は児童の「遊びおよび生活の場」であるため、学習の時間は設けませんが、学習指導は行いません。なお、発達に課題を抱えた児童のいる学童保育室には職員数を増やし、状況に応じた対応を行っています。	住区推進課
	16	足立区はむし歯ゼロを掲げているが、保育園では3歳未満に砂糖を使用した給食やおやつを提供、学童保育室では駄菓子を提供している。矛盾していると思う。	<p>保育園・こども園では、給食や間食を調理する際の砂糖量は、給食の栄養摂取基準を遵守しており、問題ないと考えております。なお、食事後には、2歳からうがい（口すすぎ）、3歳から歯みがきを実施するほか、保育士や看護師による仕上げみがきなどむし歯予防に努めています。</p> <p>また、学童保育室では、栄養等のバランスを考慮しながら、児童がおやつの時間を楽しく過ごせるよう、手づくりのおやつや季節の果物等を提供したり、児童のリクエストに応えたりしています。そのため、駄菓子を提供することもあります。毎年のおやつ調査により、その量や回数が多すぎないように確認を行っています。今後も調査のうえ必要な指導を行っていきます。なお、おやつの後には、うがい（口すすぎ）を励行し、むし歯予防に努めています。</p>	<p>子ども施設 指導・支援 担 当 課</p> <p>住区推進課</p>
放 課 後 子 ど も 教 室 に 関 す る こ と	17	放課後子ども教室について、早急に全校で全学年の実施をしてほしい。	残り1校となった一部学年未実施校（令和2年2月現在）については、校舎建て替えを機に実施できるよう、課題への対応に努めていきます。	学校支援課
	18	放課後子ども教室体験プログラム【放課後＋One(プラスワン)】の“団体連携”について、民間学童保育室を運営しているNPO法人と連携を深めてほしい。	現在も、他区において学童保育室と放課後子ども教室を一体的に運営しているNPO法人と連携し、プログラミング体験教室を実施しています。今後も多様な団体と連携することにより、体験プログラムを拡充していきます。	学校支援課

	No.	寄せられた意見の概要	区 の 考 え 方	担当所管
放課後子ども教室に関する事	19	学童保育室と違い、放課後子ども教室の夏休み実施を実行委員会に求めるのは無理がある。	放課後子ども教室の夏休み実施につきましては、強制することなく、実行委員会、スタッフ及び学校とで合意した学校から実施していただくよう働きかけています。今後も、運営にご協力いただく地域の皆様の考えを尊重し、実施に向けて支援をしていきます。	学校支援課
	20	放課後子ども教室スタッフへの研修を義務化するならば、報酬等支払うべきだ。	現在は、スタッフとして採用された時のみ、安全管理講習受講の際には謝礼をお支払いしています。 今後は、声掛けの難しい子どもへの対応の仕方など、研修の内容等も踏まえ、謝礼の支払いについても検討していきます。	学校支援課
プラン策定に関する事	21	本プラン策定の際、オブザーバーとして民間学童保育室を運営している法人や利用者の参加、検討委員として学童保育に詳しい方等の参加を提案する。	本プランは、足立区地域福祉推進協議会子ども支援専門部会においてご意見をいただきながら審議しています。委員は学識経験者や民間団体の代表者、PTA代表者や公募区民の方であり、民間学童保育室を運営する法人の方はいませんが、令和6年度の本プラン改定時には参画いただくよう検討していきます。	住区推進課 学校支援課

【プランの内容以外のこと】

	No.	寄せられた意見の概要	区 の 考 え 方	担当所管
そ の 他	22	学童保育室は定員があり、放課後子ども教室は開催日が限定されている学校もあることから、区立公園の見守り人員の配置を検討してほしい。	区内497か所全ての区立公園や児童遊園に見守り人員を配置することは困難です。そのため、区では近隣の方々に公園等の清掃や草刈りをしていただくなど、地域による見守りの目を増やす取り組みを進めています。 また、公園等の改修時には、防犯カメラの設置や公園灯のLED化等により安全で明るい公園づくりを進めております。さらに、日常の維持管理の中で、見通しよくするための高木剪定や低木刈込みを行い、安全性の向上を図ってまいります。	パークイノベーション担当課
	23	助産師として病院で働いていた経験上、小学校から機能的な性教育をするのではなく、根本的な性教育をしたいと考えている。	東京都教育委員会発行の性教育の手引きによれば、学校における性教育、特に小学校段階では児童の発達段階を踏まえると共に、学校や地域の実態、保護者の意向等にも配慮する必要があるとされています。今後もこうした考え方を踏まえ、専門家の協力もいただきながら性教育を進めていきます。なお「根本的な性教育」がどのようなものか具体的にお聞かせいただければ参考とさせていただきます。	教育指導課
	24	土曜授業を廃止することで、夏休み期間を短縮してほしい。	夏休み期間と土曜授業は、国や都の動向に注視し検討しておりますが、当面は現行のとおり継続していく考えです。 夏休みは、授業時間確保を目的に8月24日までとしてきましたが、教員や地域の方等からの強い要望・意見を踏まえ、平成29年度から7日間延長しました。この結果、8月最終週に各校の補習学習、研修の受講機会確保が可能になりました。 土曜授業は、平成23年度より学力向上や教育活動公開等を目的に年間10回程度実施し、成果を上げているところです。 本件は賛否を含め様々なご意見があることを認識しています。今後も国や都の動向に注視し、さらなる授業時間確保の必要性や土曜授業の方向性の変更が生じた際は、夏休みの短縮や土曜授業のあり方を改めて検討していきます。	教育政策課 教育指導課